

平成30年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

平成30年6月8日(金)

平成30年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年6月8日(金) 開会 午前10時00分
散会 午後12時22分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	内藤敏行
税務会計課長	前知忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	病院事務長	伊藤知幸
住民福祉課長	原田英一	経済課長	金田新也
事業課長	伊藤久司	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸 書記 神谷純子

平成 30 年第 2 回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 承認第 1 号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 2 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 3 号 平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4 2 号 東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 3 号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 平成 30 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 東栄町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 東栄町指定金融機関の設置について
- 日程第 1 4 同意案第 1 号 東栄町教育委員会委員の選任について
- 日程第 1 5 報告第 1 号 平成 29 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 6 報告第 2 号 株式会社とうえいの経営状況について

開 会

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は10名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から『平成30年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布を申し上げてありでございます。

会議録署名議員の指名

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、「1番 伊藤久代君」、「6番 山本典式君」の2名を指名します

会期の決定

議長（伊藤芳孝君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表。平成30年第2回東栄町議会定例会。会期予定は12日間でございます。

6月8日（金）午前10時、本会議、開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸報告・町長提出議案大綱説明・議案上程・委員会付託。6月9日（土）休会。6月10日（日）休会。6月11日（月）午前10時、本会議、一般質問。6月12日（火）午前10時、休会。6月13日（水）午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。6月14日（木）午前10時、文教福祉委員会、付託案件審査。6月15日（金）休会。6月16日（土）休会。6月17日（日）休会。6月18日（月）休会。6月19日（火）午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から6月19日までの12日間と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい、ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの12日間と決定いたし

ます。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

諸報告

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、8番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（柴田吉夫君）

議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る、5月17日（水）及び6月4日（月）の両日、当会議室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。

出席者は、議会側は議長、委員全員と議会事務局長、執行部からは5月17日が副町長、6月4日は副町長と総務課長でした。

平成30年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から6月19日までの12日間でございます。

付議事件につきましては、承認3件、議案6件、同意案1件、報告2件でございます。

初日議了を除く、条例改正及び平成30年度各会計補正予算の各議案につきましては、常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は3名であり、6月11日（月）午前10時より開催いたします。

次に、陳情関係ですが、9件の陳情書等を審査いたしました。

東栄町商工会から提出のありました「生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望」、東愛知建設業協会、東栄町建築会社から提出のありました「地元業者、当協会員の入札参加についての陳情書」、あいち平和行進共同連絡会、あいち平和行進東三河を共に歩く会から提出のありました「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める陳情書」、春の自治体キャラバン実行委員会から提出のありました「最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」「適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」「すべての労働者に、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情書」「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」

以上9件の陳情につきましては、いずれも「議長預かり」といたしました。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

平成 30 年第 2 回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

平成 30 年第 2 回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成 30 年第 1 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。

次に、東三河広域連合議会の報告をいたします。東三河広域連合議会は、5 月 21 日に議会議員 全員協議会、5 月 31 日に議会 臨時会が開催されました。臨時会では、広域連合議会議員の辞職に伴う正副議長を選任後、上程された単行案 1 件を可決して閉会しました。

地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 3 月 29 日に 2 月分、4 月 24 日に 3 月分、5 月 29 日に 4 月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細については事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。

以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

執行部はございませんか。はい、以上で諸報告を終わります。

町長大綱説明

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日、ここに平成 30 年第 2 回東栄町議会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりをいただき、誠にありがとうございます。

平成 30 年度も早いもので、2 か月が経過したところでございます。3 月末に 8 名の退職者を送り出し、4 月 1 日付けで新たに 12 名（保育士を含む）の新しい職員が加わりました。限られた職員数の中ではありますが、愛知県、北設広域事務組合、社会福祉協議会へ、そして新たに東三河広域連合への派遣も始まりました。東栄病院についても、ご承知のように指定管理者制度による 11 年間の公設民営での運営を取りやめ、この 4 月から公設公営へ戻したことから、せせらぎ会職員も公務員という立場で勤務いただくこととなりました。そのため、役場と病院との職員異動も一部行ったところでもあります。そうしたことを含め、役場内においても人事異動を行い、各課においては、新しい体制の中で業務をスタートしたところでもあります。また、今年度から、国民健康保険事業が愛知県に移り、介護保険においては、東三河広域連合での運営がスタートしたところでございます。特に介護保険においては、一部ご心配をおかけしているところもございますが、引き続きしっかりと連携をとりながら進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、町長として町政を担当させていただいてから 3 年が経ち、私の任期も残すところ 1 年となりました。任期中に住民の皆さんと共に策定させていただいた第 6 次東栄町総合計画 平成 28 年度からの 10 年間計画でございますが、これに基づき、そして過去から残された課題も含め、一步一步確実に取り組みを進めてまいりました。そして、多くの皆さんと共に約 2 年半かけて検討してまいりました「東栄町まちづくり基本条例」も昨年 12 月に制定でき、周知期間を経て、この 4 月 1 日から施行したところでございます。この条例の趣旨にある「まちはみんなで作るもの」を合言葉に町民同志や各種団体、町民と行政・議会が協働の考え方や意味を理解し実現することで、みんなの声が活かせる町を目指してまいりたいと思ひます。我々のような小規模な町村行政は大変厳しい環境にあります。少子高齢化や人口減少など、今後住民サービスをどのように維持し、一方で多様化する住民ニーズに応じていくのか、財政力の弱い我々のような町は、このような時こそ、前向きな発想と行動力をもって皆さんと共に前向きな議論をしていく必要があるのではないのでしょうか。地域社会を担っていくのは「人」でありますから、役場職員だけでなく住民と一緒に、今以上に「協働によるまちづくり」を進めていかなければならないと考えておるところでございます。

町長として与えられた任期は 1 年を切りました。第 6 次総合計画で決めた町の施策を着実に実行していくことが、私に課せられた使命であると考えております。平成 28 年度から平成 30 年度までの第 1 期実施計画は、今年度が最終年度であります。総合計画にあります 7 つのまちづくり①支え合う健康福祉のまちづくり、②豊かな文化と心を育むまちづくり、③安全安心に暮らせるまちづくり、④環境と暮らせるまちづくり、⑤活力あるまちづくり、⑥定住・交流を支えるまちづくり、⑦協働によるまちづくりの施策を職員とともに全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、新年度に入りましたので 4 月・5 月の取り組みについて、時間をいただいて主なものをご報告させていただきます。

愛知県町村会の会長でありました大須賀幸田町長が突然逝去され、4 月 7 日に告別式に参列させていただきました。三河部の町村として、我々北設楽郡とはいつも連携をさせていただき、私も大変お世話になり、ご指導をいただきました。本当に残念であります。改めてご冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

そうしたことから、愛知県町村会長の任期途中でありましたので、新たに 5 月 14 日付けで町

村会長には竹内阿久比町長さんが就任され、私が後任の副会長となりました。村上大治町長とともに副会長として、残任期間の1年間務めさせていただくこととなりましたので、改めてご報告させていただきます。よろしく願いをいたします。

さて、今年度は4月2日に役場・保育園職員の辞令交付式をさせていただきました。新規採用職員等については、先ほど冒頭お話させていただいたとおりであります。病院も改めて東栄町職員となったため、東栄病院においても、辞令を交付させていただきました。その折に「東栄町地域包括ケア推進計画（第8期高齢者福祉計画）」と「東栄町医療センター（仮称）と東栄町保健福祉センター（仮称）」基本構想・基本計画（案）については、全力で取り組まなければならないことを関係職員は言うまでもありませんが、直接担当ではない他の役場職員にも、そして直接関係する病院関係職員にも、東栄町の将来における重要な施策であることを十分に認識していただき、他人ごとにはせずに関心を持って一緒に考えていただくことを切にお願いをしたところでもあります。

職員関係における今後の心配な点につきましては、病院職員の医師、看護師をはじめとする資格者の確保の問題は以前からあるわけですが、役場の一般職員についても、過去における職員採用が計画的に実施をされてこなかったことや早期退職者もあることから、職員の年齢構成や経験年数にばらつきがあり、役場組織体制に影響が出始めています。保育士採用も同様で、大変難しい状況にあります。これからの数年間は定年退職者も多いので、若い世代との入れ替わりが急速に進んでいくこととなります。行政力を高めるためにも一層の職員育成に努めていかなければならないと思っているところであります。

東栄町消防団においても、4月1日に辞令交付式を行いました。引き続き、真柴団長のもと新たな体制でスタートしたところでございます。退団者は3名ですが、新入団員が12名あり、団員数は110名で100名以上を維持できる結果となり、本当に嬉しくおもっております。今後も消防団とともに防火防災に努めてまいります。また、今月17日の日曜日に、消防操法大会が開催されます。団員は連日訓練に励んでいますので、ぜひ当日は練習の成果をご覧いただきたいと思っております。次に教育委員会辞令であります。昨年度は小中学校の先生方の異動は、ほとんどありませんでしたが、3月末をもって定年退職された先生方が多かったこともあり、本年度は東栄中学校の教頭先生をはじめとする先生方11名、再任用教員も5名が東栄町の小中学校で勤務していただくこととなりました。4月27日には例年通り、先生方と教育委員、教育課職員との交流を図ることを目的に大千瀬教育懇談会を開催し、意見交換をさせていただきました。

5月に入りまして、区長さん方に調整をいただき、本年度も地区懇談会を5月8日から5月30日にかけて、10地区において開催いたしました。議員の方には会場へお越しいただいた方もあり、誠にありがとうございました。

本年度は、最初に30年度予算について概要を説明し、その後、先ほどお話したように特に重点施策としての東栄町医療センター（仮称）等施設整備基本構想・基本計画についてと新保育園建設についての2案件を住民福祉課長が説明させていただきました。教育委員会からは、B&G体育館・プールの改修等について説明させていただきました。B&Gの施設改修については、5月10日にB&G財団から古山常務理事にお越しいたいただき、助成金決定通知授与式が本町で行われました。もう一点の報告は、竹内氏から寄付されたカメラと写真パネル等につきましては、昨年8月に返納させていただきましたが、カメラ等は名古屋学芸大学へ写真パネルは岡崎市美術博物館への移管先が決まり、秋までにはそれぞれ運び出す予定となっております。

道路状況につきましては、主要道路であります国道 473 号の月バイパスについてとそれに関連して行われる国道 151 号の奈根工区についての事業概要を説明させていただきました。また、三遠南信自動車道については、佐久間道路・東栄インターから浦川・佐久間インター間が本年度中に開通すること、鳳来峡側についても、3 本ある内の一番長い 3 キロのトンネル工事の状況なども報告させていただきました。それぞれの地域に係る道路状況についても、あわせて概要を説明させていただいたところでございます。振興課からは花祭会館のリニューアル、東栄フェスティバルについて、地域支援課からは、集落支援員について説明をさせていただきました。その後、参加者との意見交換会をさせていただきました。地区懇談会の全体の取りまとめをしているところですが、特に医療センター等整備については、現在の病院の現状や経営状況、職員の配置、施設の現状・問題点などを理解いただき、今後の計画等を説明したところであります。どの会場においても心配されることは、やはり入院に代わる施設の件が主であったかと思われまゝ。特に今後の進め方における反対意見はなかったものと思っておりますが、今後も丁寧に目標に向かって、進めてまいりたいと思っております。また、なるべく早い時期に代替施設を決められるよう、今後もしっかりと情報をお伝えし、必要に応じて懇談会の場を設けてまいります。議会におかれましても、ご理解の上ご協力賜りますようお願い申し上げます。

参加いただくことのできなかつた方もいますので、行政報告会の状況については、内容をとりまとめたうえで、広報誌そしてホームページ等により、住民に知らせてまいります。また、地区のおいでん家等にもお邪魔させていただくなど、機会のあるかぎり情報をあらゆる場でお伝えさせていただきたいと思っております。

次に株式会社とうえい（とうえい温泉、介護施設、健康の館）の株主総会を 5 月 21 日に開催しましたので、本日、決算内容等の報告をさせていただきます。また、昨年 3 月に設立し、4 月にスタートしました東栄町観光まちづくり協会も 1 年が経過し、第 1 回の通常総会を 22 日に開催し、会員等の出席のもと業務報告・決算報告をさせていただき、また 30 年度の計画も報告し、ご承認いただきました。会報での報告はいたしますが、機会をとらえて随時報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

5 月 26 日、27 日には第 18 回日本チェーンソーアート競技大会 in 東栄が東栄ドームで開催をさせていただきました。皆さんにもご参会を頂きました。天候にも恵まれ約 13,000 人が会場にお越しいただきました。開会式には加藤副知事はじめ県関係者、豊根村長、近隣の市町村議長のほか、大勢の来賓の方々にご出席をいただいたところがございます。昨年引き続き、友好提携先の大治町長、副町長、教育長、議会議長にも遠いところ、お越しいただきました。昨年、友好提携のしるしとして、大治町のマスコットキャラクター「はるちゃん」のチェーンソーアート作品をプレゼントさせていただきました。現在、大治町役場の玄関に設置していただき、東栄町との交流関係も含め、しっかりと PR していただいているところでございますが、今年も、子供会や商工会青年部、老人クラブ、漁協など、それぞれの団体等においても、住民交流を企画していただいております。しっかりと応援してまいりたいと思っております。

次に中学生海外派遣事業についてであります。本年度は、中学 3 年生 14 名と教員 4 名、職員 1 名の 19 名で、5 月 24 日から 30 日の 5 泊 7 日で実施しました。カナダのブリティッシュコロンビア州のリージェント・クリスチャン・アカデミー校との交流は 3 年目となりました。ホームステイや市内での班活動など、計画どおりの活動を終え、無事に帰国できました。今後も貴重な体験を今後の学校生活に役立てていただきたいと思いますところではあります。

先の議会全協で報告させていただきました賃貸後譲渡型住宅の件につきましては、新聞等にも掲載をいただきました。そして募集を開始いたしましたのが、すでにご承知をいただいておりますが、今後ともなるべく早い時期に応募を現在待っている状況でありまして、問い合わせは一部きておりますので、しっかりと対応をしてみたいと思っております。

最後に、町内に建設予定のバイオマスメタンガス発電施設については、議会には随時報告をさせていただいているところではありますが、最近では6月4日に今までの経過などを含めて、説明をさせていただいているところでもあります。地元西菌目区には、5月29日の地区懇談会において、経過報告等を含め、意見交換をさせていただきました。いずれにしても、事業予定者が建設予定地の西菌目区、排水が関係する川角区、振草漁協、車両が通行する三輪区、本郷区と下川区に対しての接触もない状況でございます。町としては、できる範囲での情報収集に努め、今後もしっかりとした対応をしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

少し長くなり申し訳ございませんでしたが、以上で4月、5月の状況について、主なものをご報告させていただきました。

それでは、今議会に上程いたしました議案等について、説明いたします。

今回議会に上程いたします議案等につきましては、承認案3件、議案6件、同意案1件、報告2件、合わせて12件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

では各議案について簡略に説明させていただきます。

承認第1号東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、働き方改革を後押しする観点から給与所得控除、公的年金控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの内容による、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、専決で条例を改正しましたので、その承認を求めるものです。

承認第2号平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて及び承認第3号平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについては、東栄病院の電子カルテ整備に係る補助金が平成30年3月30日に確定通知があったことにより、急きょ予算措置する必要が生じたため、それぞれの会計の補正予算を専決処分しましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第42号東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、平成29年度人事院勧告及び国家公務員の給与改正に基づき、夜間看護手当の額を改正するものであります。

議案第43号東栄町町税条例の一部改正については、生産性向上特別措置法案に関連する地方税法の一部改正により、固定資産税の減免措置が加えられたものでございます。

議案第44号平成30年度東栄町一般会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,581万4千13円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億5,581万4千円とするものです。

それではまず、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、社会保障・税番号システム改修委託料に480万6千円、とうえいの木の家づくり定住支援事業に115万円の追加であります。

民生費では、新保育園建設工事に5,624万6千円の追加です。

衛生費では、国保東栄病院事業特別会計繰出金に5,160万8千円、役場倉庫火災に伴います火災残渣搬出処分及び火災現場土壌分析調査に係る費用として257万2千円、資源ごみストックヤードの修繕工事に190万4千円の追加です。

農林水産業費では、森林組合が購入する油圧ショベルに対する県と町の補助金として960万円、林道の整備事業費として2,800万円の追加です。

商工費では、温泉の源泉井戸の予備ポンプ及びタイヤケーブル等の購入費で191万円の追加です。

消費費では、団員退職報奨金に10万円、第1分団中設楽詰所の屋根修繕に74万2千円の追加です。

教育費では、小学校で実施する魅力あるあいちのキャリアプロジェクト委託料に13万6千円、B&Gセンターインストラクター養成講座研修への参加費用として37万7千円の追加です。

災害復旧費では、町道下柿野尾呂線災害復旧工事費として2,613万5千円の追加です。

諸支出金では、財政調整基金、減債基金及び庁舎建設等基金利子積立金に42万5千円の追加です。

この補正の財源としては、県支出金2,617万2千円、財産収入42万7千円、寄付金5万円、繰入金8,361万5千円、諸支出金190万4千円、町債1億390万円を追加します。

一方で国庫支出金1,718万4千円を減額します。

議案第45号平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算についてですが、収益的収支は、給与費4,298万円、経費742万1千円を追加し、一般会計負担金5,040万1千円を充てます。資本的収支は、オイル地下タンク変更工事に241万5千円を追加し、一般会計出資金120万7千円を充て、不足する分は留保資金で補てんします。

議案第46号東栄町過疎地域自立促進計画の変更については、町道及び林道に関する事業個所の追加、東栄町医療センター（仮称）及び保健福祉センター等の新設について、計画を変更するものです。

議案第47号東栄町指定金融機関の設置については、公金の収納及び支払事務の合理化と公金管理の適正化を図るため、愛知東農協を指定金融機関に2年間指定することとし、地方自治法施行令第168条第2項の定めにより議決を求めるものです。

同意案第1号東栄町教育委員会委員の選任については、委員1名が平成30年6月30日で任期満了となるため、選任同意をお願いするものです。

報告第1号平成29年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成29年度東栄町一般会計繰越明許費計算書については、平成29年12月議会定例会、平成30年3月議会定例会でお願いしました旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事、賃貸後譲渡型住宅整備事業、新保育園設計委託料、火災残渣養生業務委託料、火災残渣分析調査業務委託料、高濃度PCB廃棄物移設等業務委託料、町道測量設計業務委託料、防火水槽漏水修繕工事、防災行政無線等基本構想作成業務委託料及び財政調整基金積立金の繰越明許について、地方自治法施行令第146条第2項により報告するもの。

報告第2号株式会社とうえいの経営状況については、平成29年度の経営状況を報告するものです。

以上であります。副町長始め担当課長から詳細については説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案等がございますので申し上げます。

日程第5、承認第1号『東栄町 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』 日程第6、承認第2号『平成29年度 東栄町国民健康保険 特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて』 日程第7、承認第3号『平成29年度 東栄町国民健康保険 東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて』 日程第12、議案第46号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』 日程第13、議案第47号『東栄町指定金融機関の設置について』 日程第14、同意案第1号『東栄町教育委員会委員の選任について』 日程第15、報告第1号『平成29年度 東栄町一般会計繰越明許費 繰越計算書について』 日程第16、報告第2号『株式会社とうえいの経営状況について』

以上8案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了致したいと思っておりますので、ご了承のうえ、お願い申し上げます。

承認第1号

議長（伊藤芳孝君）

それでは、日程第5、承認第1号『東栄町 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

承認第1号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

1枚はねてください。専決第3号 東栄町町税条例の一部を改正する条例について。

東栄町町税条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。平成30年4月1日、東栄町長村上孝治。専決理由。地方税法等の一部改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例を改正することとなりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。次のページをお願いします。

東栄町条例第12号 東栄町町税条例の一部を改正する条例。

東栄町町税条例（昭和35年東栄町条例第5号）の一部を次のように改正する。それでは4枚はねていただきまして、新旧対象表をご覧ください。年当たりの割合の基礎となる日数。第22条から始まり多くの条文の改正、追加、字句の改正がございますが、主な改正のみご説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、2ページをご覧ください。下から4行目第6項が新設されています。今回の地方税法の改正に直接関係するものではありませんが、上級法の改正時に条例を改正する際、条項のずれや誤りが起こらないよう条例令に合わせるもので、内容としては町内に住所を有する者が教育または科学振興・文化の向上等に関する等当該法人に寄付行為を行い、税の向上を受ける場合に申告書を提出しなければならない旨が記されています。

次に、25ページ中の5ページをご覧ください。中段よりやや上、1項と後に続く下線部分につきましては、法律改正に合わせて改正される規定の準備です。その下、第46条に新設された第2項及び第3項ですが、地方税法第321条の8及び第326条の改正に合わせて改正されるもので、租税特別措置法第66条の7第4項が規定されたことにより、この4項に適用となる場合に申告の多くの際に法人税額割から控除することについての条文であり新設となっています。

次に25ページ中の8ページをご覧ください。1番下、第50条第2項、次ページの第3項、第4項、10ページの第5項、11ページの第6項が新設となっています。これも地方税法の改正に合わせて改正するもので、法人の町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金に関するものです。詳細は納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされその後さらに減額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについての規定です。

次に25ページ中の13ページをご覧ください。1番下に第7項、次ページに第9項、第10項が新設されています。これはもとよりあった津波防災対策の避難協定を結ぶ、企業等の固定資産税の減免に関し、施設に付随する償却資産に細分化されたことによる追加であります。さらに14ページの第14項から18項に新設されたものにつきましては、太陽光・水力・地熱・バイオマス等の再生エネルギーに関する設備が、発電容量等の区分記に伴う償却資産の特別措置法減免率の細分化となります。

続いて18ページをご覧ください。下から3行目、第12項の新設につきましては法律の改正に伴う改正であるものの、当町において適用されるものではないと思われませんが、条文の条項ずれ等の改正事務が煩雑になったり誤りが起こらないよう、条例令で示されているものに合わせるものです。

7ページ中の6ページに戻っていただきまして、附則。第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

承認第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で承認第1号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより承認第1号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって承認第1号『東栄町 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

承認第2・3号

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第6、承認第2号『平成29年度 東栄町国民健康保険 特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて』及び日程第7、承認第3号『平成29年度 東栄町国民健康保険 東栄病院事業 特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて』は、関連がございますので、一括議題とし、質疑も一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって「日程第6 承認第2号」及び、「日程第7 承認第3号」を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長

住民福祉課長（原田英一君）

承認第2号 平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

それではまず初めに、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。専決第1号 平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決する。平成30年3月30日、東栄町長村上孝治。理由。補助金の交付決定があり、予算措置を講じる必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため。

次のページをお願いします。平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。3款 国庫支出金 50,098千円の増。歳入合計 補正額 50,098千円の増、計 497,355千円。次のページをお願いします。歳出。11款 諸支出金 50,098千円の増。歳出合計 補正額 50,098千円の増、計 497,335千円。

次に説明書をお願いいたします。説明書の3ページの歳入からよろしく申し上げます。3款2項1目財政調整交付金 50,098千円。これにつきましては、冒頭の大綱説明の中で町長が申し上げましたように、平成28年度に東栄病院と下川診療所に設置をしました電子カルテにかかる補助金が、翌年度補助ということで交付決定がまいりましたので、これについて補正予算ということでございます。次のページ歳出でございしますが、11款3項1目操出金 50,098千円ということで、東栄病院会計の方へ繰り出すという物でございします。

次に承認第3号の方をお願いしたいと思います。

承認第3号 平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

それでは予算書の方をご覧いただきたいと思います。専決第2号 平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決する。平成30年3月30日、東栄町長村上孝治。理由につきましては、国保会計と同様でございします。

次に1ページをお願いします。平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院特別会計補正予算（第7号）。

第1条 平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。第2条 平成29年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算第4条に定めた資本的収入を次のとおり補正する。第1款資本的収入 補正額 50,098千円、計 80,001千円。

次に説明書をご覧いただきたいと思います。説明書の7ページになります。資本的収入としまして、1款4項1目国民健康保険特別会計負担金 50,098千円ということで、東栄病院分が40,000千円の補助、下川診療所分が10,098千円の補助ということでございします。

議長（伊藤芳孝君）

承認第2号 及び 承認第3号の説明が終わりました。これより一括して質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で承認第2号 及び 承認第3号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号『平成29年度 東栄町国民健康保険 特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号『平成29年度 東栄町国民健康保険東栄病院事業 特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

----- **議案第42号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第8、議案第42号『東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第42号 東栄町職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。1枚はねていただきます。新旧対象表をご覧ください。今回の改正は平成29年第4回の東栄町議会定例会で東栄病院の公営化に伴い、診療業務手当について承認していただいたものを、平成29年度末の人事院勧告及び国家公務員の給与の改正に基づき、特殊勤務手当の見直しを行うものでございます。

別表2分の1ページでございますが、夜間看護手当（深夜に東栄病院に勤務し、看護に従事した看護師及び准看護師）の手当について、深夜全部1回が500円増額し、6,800円から7,300円に、4時間以上1回が250円増額し、3,300円から3,550円に、2時間以上4時間未満が200円増額し、2,900円が3,100円に改正するものでございます。

裏のページになりますが、これに関しましては夜間看護手当（深夜に東栄病院に勤務し、看護に従事した介護福祉士、ヘルパー及び看護助手）にかかるもので、勤務時間によりそれぞれ深夜全部1回が4,000円から4,300円、300円の増額でございます。4時間以上1回が1,900円から

2,050 円、150 円の増額です。2 時間以上 4 時間未満 1 回が 1,700 円から 1,820 円、2 時間未満 1 回が 1,200 円から 1,290 円の増額でございます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。提案理由。この案を提出するのは、平成 29 年度人事院勧告及び国家公務員の給与改正に基づき、特殊勤務手当の見直しを行い、所要の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 42 号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で、議案第 42 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 43 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 43 号『東栄町 町税条例の一部改正について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

議案第 43 号 東栄町町税条例の一部改正について。

東栄町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

東栄町町税条例の一部を改正する条例。

東栄町町税条例（昭和 35 年東栄町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をご覧ください。東栄町町税条例第 10 条の 2 に 26 項を加えるものでございますが、これは先の国会において生産性向上特別措置法が可決されたことに伴う条例改正です。この生産性向上特別措置法は、近年労働生活性が伸び悩む中小企業を国と市町村が一体になって、生産性の向上を支援することを目的とし、固定資産税の減免や補助金等の更なる支援をするもので、この措置法を受けるにはまず町が導入独身基本計画を作成し、国の同意を得ることが条件となりますが、これが同意され中小企業等から申請されたものを町が認定することにより、償却資産にかかる固定資産税の税率が以後 3 年間減免されます。国ではこの減免率を 0 から 2 分の 1 間とし、市町村で定めることとしており、当町においてはこれを 0 として 26 項の追加としております。税率を 0 とすることにより、75%の交付税参入がある事その他、中小企業にとっては税制支援以外の支援措置でもあるものづくり補助金や持続化補助金等の各補助金に係る加点が

されることとなっています。

ページを戻っていただきまして、附則。この条例は、公布日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、東栄町長町税条例の一部改正する必要があるからである。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 43 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今説明がありましたけど、措置法に関係してこの条文が条例文の追加があるという事ですけども、これについて具体的な適用事例、可能性とか今後について東栄町はどういう形のこの影響と
いうか対象というのがあるのでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

町税条例に載りましたので説明は全部税務会計課長が説明しましたが、法による制度の運営につきましてもは経済課で所管しておりますので、お答えをしたいと思います。

新しい制度でありますので、これからこれを導入する企業等がどのくらいあるかというのは未知数ですが、ポイントの加点になる補助制度 今いくつか出ましたけども、その前例がありましてそれをちょっと紹介しますと、過去 3 年間で調べさせてもらいましたが持続化補助金 この補助事業につきましては、過去 3 年間で 2 件採択がなされております。それが 28 年度であります。29 年度においては、2 件あがりましたが採択はされなかったと。30 年度については、応募はありません。という状況でありますので、もしその時の案件がこの制度に乗っかれば内容によってはこれが減免の対象にはなるし、加点の対象にもなるとそういうふうに理解をしております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

他はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 43 号の質疑を打ち切ります。

ここで休憩をとります。11 時 10 分再開いたします。

<休憩 11:00~11:10>

議案第44号

議長（伊藤芳孝君）

再開します。次に、日程第10、議案第44号『平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。

予算内容の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長長。

副町長（伊藤克明君）

それでは一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第44号 平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について。

平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

1枚おめくりください。平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度東栄町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,775,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条 規定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。13款 国庫支出金 17,184千円の減。14款 県支出金 26,172千円。15款 財産収入 427千円。16款 寄付金 5万円。17款 繰入金 70,545千円。19款 諸収入 1,904千円。20款 町債 103,900千円。歳入合計 185,814千円 計3,755,814千円。

歳出。2款 総務費 6,050千円。3款 民生費 56,246千円。4款 衛生費 56,084千円。5款 農林水産業費 37,600千円。6款 商工費 1,923千円。8款 消防費 842千円。9款 教育費 513千円。10款 災害復旧費 26,131千円。12款 諸支出金 425千円。歳出合計 185,814千円 計3,755,814千円。

第2表 地方債補正。1 追加。起債の目的、限度額と読ませていただきます。

林道反沢線改良工事 2,900千円。林道下モ山線舗装工事 3,400千円。町道下柿野尾呂線災害復旧工事 12,800千円。計 19,100千円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

1枚おめくりください。2 変更。起債の目的と補正後の限度額を読み上げます。新保育園建設工事 205,000千円。林道奉地線改良工事 5,200千円。林道名倉線改良工事 2,900千円。林道よらき線舗装工事 3,300千円。計 216,400千円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

それでは予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いします。12ページをお

開き下さい。2款1項1目 一般管理費 13節の社会保障税晩報制度システム化改修委託料は、平成30年6月6日時点のデータ・標準レイアウトの改定に伴い、システムの改修が生じることと、マイナンバーカードや住民票に本人の希望により、旧姓を表示できるよう改修するものであります。

7目 企画費 8節 「とうえいの木」家づくり定住支援事業は、当初では1件分見込んでいましたが既に2件の申込みがあることにより、追加するものです。14節 北摂情報ネットワーク利用料は、地域おこし協力隊が使用しているのき山学校分について、当初で計上漏れがあったことによる追加であります。

13ページ、5項3目 経済センサス調査費は、平成33年実施の調査に向けて調査区の管理をするための経費です。

14ページ、3款2項2目 保育園費の15節 新保育園建設工事は、実施設計を進めてきたうえで全体的な建設コストの増、当初予定していなかった屋外倉庫及びトイレ、車寄せ、北側駐車場の整備、調理室の仕様などの要因により56,246千円の不足が生じたことにより追加するものです。

15ページ、4款1項1目 保健衛生総務費 28節は、国保東栄病院事業特別会計の補正による増額です。

16ページ、2項1目 環境衛生費 13節火災残渣搬出処分委託料は、火災残渣分析調査の結果、一般廃棄物として処分するためのものがございます。火災現場土壌分析調査委託料は、火災残渣を取り除いたうち、土壌がPCBに汚染されていないかを調査するものがございます。15節 資源ごみストックヤード修繕工事は、倉庫火災による影響の受けたストックヤードの外壁、屋根及び電気設備等の修繕をするもので、全額火災保険で対応します。

17ページ5款2項2目 林業振興費 19節は森林組合が林業使用の油圧ショベルを1,600万で購入するにあたり、県が山間地営農等振興事業補助金で2分の1を補助することを受けて、町が補助金交付要綱の規定に基づき、10分の1を補助するものです。

3目 林業事業費の15節は、県の補助金が増額されたことに伴い、林道よらき線舗装工事の延長の増、林道下モ山線舗装工事、林道名倉線改良工事及び林道反沢線改良工事を追加するとともに、当初正小規模林業事業で予定していた林道小田沢登線工事を林道舗装事業に組み替えるものがございます。

18ページ、6款1項3目 観光費 19節 奥三河観光協議会負担金は、協議会職員の人件費の増による増額です。

5目 温泉施設費 18節備品購入費は、とうえい温泉の源泉井戸の予備ポンプ及びポンプ用キャップタイヤケーブルを購入するものです。

19ページ、8款1項2目 非常備消防費 8節 団員退職報償金は3月末をもって3年間在籍した団員1名が対談したことによる追加です。

3目 消防施設費 11節 修繕費は、第1分団の中設楽詰所の棟瓦の一部が落下し危険であると判断したため改修を行うものです。

20ページ、9款2項2目 教育振興費 13節 魅力あるあいちキャリアプロジェクト委託料は、県教育委員会が指定した県内18の公立学校で実施されるもので、東栄小学校の5年生が地域講習の指導を受けて米作りを行うとともに、6年生が町内で働く人にインタビューしそれをもとに東栄町を活性化させるためのプランを考え、情報発信をするという活動するものがございます。

21 ページ、5 項 3 目 社会体育費は 6 月 6 日から 7 月 5 日までに 1 か月間、B & G センターインストラクター養成講座研修に職員 1 名を参加させるための経費です。

22 ページ 10 款 1 項 2 目 公共土木施設災害復旧費は、3 月の豪雨により土方が崩落した町道下柿野尾呂線について、測量設計を行い国の災害査定が完了し事業として認めていただけましたので、工事費を計上するものでございます。

23 ページ、12 款 1 項 1 目 財政調整基金費から 25 ページ 7 項 1 目 庁舎建設等基金費はそれぞれの基金の運用を見直したことにより、利子積立金を増額するものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。3 ページをお開きください。13 款 1 項 2 目 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、町道下柿野尾呂線の工事に伴うもので、補助率は 2 分の 1 でございます。

4 ページ、2 項 1 目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備補助金は、マイナンバーカード等に旧姓を表示するためのシステム改修に対するものです。2 目 民生費国庫補助金の森林・林業再生基盤づくり交付金は、新保育園建設に対するもので全体工事から外構、電気及び機械設備の工事が補助対象外となったことから、減額するものでございます。

5 ページ、14 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金の小規模林道事業補助金、林道改良事業補助金及び林道舗装事業補助金は、林道整備にかかるものです。山間地営農等振興事業補助金は、森林組合の油圧ショベル購入にかかるものです。

6 ページ、3 項 1 目 総務費県委託金は、経済センサス調査区管理のための事務費にかかるものです。4 目 教育費県委託金は、魅力あるあいちキャリアプロジェクト委託料にかかるものです。

7 ページ、15 款 1 項 2 目 利子及び配当金は財政調整基金、減債基金及び庁舎建設基金等基金の運用に係る利子の増額です。

8 ページ、16 款 1 項 2 目 農林水産業費寄付金は、林道事業にかかる自益者負担金です。

9 ページ、17 款 2 項 1 目 高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉備品購入にかかるものです。3 目 財政調整基金繰入金は、今回の補正の財政不足分を計上してあります。

10 ページの 19 款 5 項 1 目 雑入の建物災害共済金は、資源ごみストックヤード修繕工事にかかるものです。

11 ページ 20 款 1 項 2 目 民生債は、新保育園建設の増額と国庫補助金の減額に伴い、財源不足分を増額するものです。4 目 農林水産業債は、林道事業に充当するもので民生債、農林水産業債とも過疎債を予定しています。9 目 災害復旧債は、町道下柿野尾呂線災害復旧工事にかかるものです。

以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 44 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の 12 ページから 25 ページまででございます。質疑はございませんか。はい、よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の3ページから11ページまででございます。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

歳入のところで2点お伺いしたいんですけども、4ページのところで国庫支出金の保育園関係の部分で今説明がありましたように、森林・林業再生基盤づくり交付金の方が該当しなかったと。これもう少し当初の予算の組み方と結果としての部分を説明していただきたいと思います。

それから9ページのところで、財政調整基金の繰り入れのところで6,800万余りということなんですけども、一般的に年度当初にそれぞれの自治体の税収がこれからというふうなところで、一時的にこの部分は手当しながら全体の町税収入で交付金等があったときは順調に回っていくと。当初の部分も町税収入あたりのところを交付金の交付税部分当りが関係していて、そういう措置をまず一時的に行ったとそういうことなのか、それとも恒常的にこの部分は年度の中で繰り入れてかざる得ないという点なのかそのあたりをお伺いしたいと思います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

森林・林業再生基盤づくり交付金が減った理由ということで、該当しなくなったわけではないということですが、当初約4億円ということで4億円の予算をお願いした根拠としましては、まだ設計が出来上がっておりませんので直近でありました隣町の設楽町の名倉保育園についての面積で、当時990平方メートルという規模をプロポーザルの段階で予定してましたので、それに面積あたりの40万円をかけて、3億9,600万円ということで4億円の予算、当初お願いした経過がございます。当初の正式な補助要綱等を見ずに概算の補助金の案内等の中には、補助率が15%ということでございましたので、それに3億9,600万円に15%かけますと5,940万円となるということで、その金額が今当初予算に載っていた額ということになります。

先ほど副町長の方から説明申し上げましたようにその後でございますが、外構であったり電気であったり機械であったりそういうことは除かなきゃ駄目だよというのが、大変勉強不足で申し訳なかったわけですが県の方から指摘を受けまして、それで出した金額が2,690万1千円ということになりまして、内示が4月の始めにまいりましたので、今回申し訳ありませんが減額補正をさせていただいたということになります。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほどの財政調整基金のことですが、議員のご指摘のとおりまだ年度当初でございますので、これから地方交付税も含めた交付金等の額が確定してまいります。また、決算の方もこれからでありますので、そういったことも踏まえまして、今回は一時的に財政調整基金をまずは記載をさせていただいたという措置をとらせていただきました。29年度の決算とかあるいは30年度のそういった歳入の状況によっては、財源の調整の方は今後させていただきたいと思っております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますと先ほどの国庫補助金のところで、そこところは全体の総額に対して15%かけたけど具体的に設計の段階になったときに、そこに該当する15%っていうのがはっきりしたと。その時の全体にかけた部分と実際上の詳細の部分を決めた時に該当するかけた部分の差額がこの差額になるという理解でいいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

そのとおりです。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですかね。はい、以上で議案第44号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第45号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第11、議案第45号『平成30年度東栄町国民健康保険 東栄病院事業 特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、病院事務長」の声あり）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

それでは、東栄病院事業特別会計補正予算書をお開きください。

議案第45号 平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて。

平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

1 枚めくってください。平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）。第 1 条 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。1. 主な建設改良事業 病院施設整備事業費、補正額 2,415 千円、計 2,415 千円。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出を次のとおり補正する。収入。第 1 款 病院事業収益、補正額 50,401 千円、計 779,170 千円。支出。第 1 款 病院事業費用、補正額 50,401 千円、計 779,170 千円。

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 26,245 千円は、過年度分損益勘定留保資金 26,245 千円で補てんするものとする。収入。第 1 款 資本的収入、補正額 1,207 千円、計 12,239 千円。1 枚おめくりください。支出。第 1 款 資本的支出 2,415 千円、計 38,484 千円。

第 5 条 予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。（1）職員給与費、補正額 42,980 千円 計 482,810 千円。

第 6 条 予算第 7 条に定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。一般会計負担金 運営費補てん金、補正額 50,401 千円、計 303,791 千円。一般出資金 建設改良費、補正額 1,207 千円、計 1,800 千円。

それでは、補正予算説明書をお開きください。7 ページの明細書のところをお願いします。

収益的収入及び支出の支出から説明させていただきます。1 款 1 項 1 目の給与費につきましては、全体で 42,980 千円の増額であります。東栄病院の公営化に伴いせせらぎ会職員を 2 回の面談を行い、町職員としての採用を決定したわけですが、現在入院基本料 13 対 1 の基準看護と現在の外来規模を維持することを前提に、正規・任期付き・嘱託・臨時という 4 つの身分に分けて採用しています。当初予算を積算した段階では、人員の増減、給与の格付、身分などにも変動があったことに伴う補正であり、本法及び手当、賃金に伴う法定福利費としてそれぞれ職種ごとに補正をさせていただきたいと思っておりますが、報酬につきましては、5 月 23 日の議会全員協議会で報告させていただいた医師の身分変更に伴う増額と、非常勤外来の医師報酬の計上見落としによる増額補正によりまして、61,729 千円の高額な補正となりました。3 目の経費につきましては、修繕費は検査機器とコピー機の補修・点検料 875 千円の増。通信運搬費は電子カルテ専用ネットワーク利用料 3,824 千円の増。委託費は医師派遣委託料、SPD 物品管理システム委託料等 2,722 千円増と計上漏れによる増額補正でございます。

次に収入といたしましては、1 款 2 項 4 目 一般会計負担金ということで、支出補正分の財源として一般会計からの運営費補てん金を計上させていただきました。

次のページをお願いします。資本的収支につきましては、まず支出につきまして 1 款 1 項 3 目 病院施設整備事業費ということで、オイル地下タンクの変更工事ということで、点検時に病院新館のオイル地下タンクに亀裂がありオイルの漏洩があることが確認されたため、タンクの更新工事では多額の費用を要するというので既設の本館オイルタンクから新館のオイルサービスタ

ンクに配管を敷設し、ポンプを設置してオイルを送るための工事を実施するという事で、2,415千円を計上させていただいております。収入につきましては、1款1項1目一般会計出資金ということで、オイル地下タンク変更工事に伴う施設整備出資金のルール分として2分の1の1,207千円を計上させていただきました。

10ページの資本的収支事業内訳につきましては、6月補正分として新館（透析棟）オイル地下タンク更新工事2,415千円を追加起債させていただきました。財源につきましては、2分の1は、一般会計出資金、残りは留保資金で対応いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第45号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。「収益的収入及び支出」、「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の7ページ、8ページでございます。

質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（山本典式君）

ちょっと確認させていただきたいんですけども、7ページですけども収入と支出の中で人件費ですね、私の計算だと早くには人件費率が95、96%という数字でしたけども、予算上でいくと、100%超えちゃうんじゃないですか。例えばこれ私の試算ですけど、病院事業収益779,170千円の数字から医療外収益を引くと442,288千円か。それでこの支出を見ると給与費が482,810千円ですね。そうするとこれをもとに計算すればいいわけでしょ。そうすると109%ぐらいになってしまうという予算ですね。それでいいですかね。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

予算上の積算でいきますと、実際のところ100%を超えるような数字が出てしまいますけども、積算上そういう見込みになるという事で不足分については一般会計からの負担金等で頼るような形で予算を計上させていただいて、事実上の数字と言いますか見込みとしてそういうことです。

（「議長、6番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、6番。

6番（山本典式君）

もう1回ちょっと確認したいんですけど、じゃあ私の計算で単純にやると109%くらいになるということで、人件費率はこの予算上でいくと109%でいいということですね。

（「議長、病院事務長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

そのとおりです。はい。

議長（伊藤芳孝君）

よろしいですかね。はい、以上で議案第 45 号の質疑を打ち切ります。

（「訂正をお願いします」と病院事務長の声）

はい、病院事務長。

病院事務長（伊藤知幸君）

予算書の 2 ページのところでございますけども、第 6 条のところ generally 出資金という形で書いてございますけども一般会計出資金の誤りですので、訂正をお願いいたします。すみません。

それともう 1 つ、先ほど資本的収支の事業内訳で 10 ページと申し上げましたが、9 ページの誤りでした。申し訳ございません。

議案第 46 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 12、議案第 46 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

はい、振興課長。

振興課長（伊藤明博君）

議案第 46 号。東栄町過疎地域自立促進計画の変更について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条の規定により、東栄町過疎地域自立促進計画の変更について別紙のとおり議会の議決を求める。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

提案理由。この案を提案するのは、町道及び林道に関する事業個所の追加、東栄町医療センター（仮称）及び保健福祉センター等の新設について、東栄町過疎地域自立促進計画を変更する必要があるからである。

今回の計画変更につきましては、今後計画しております事業につきまして大きな事業量、事業費の増減に該当しまして議会の議決を必要とするものでございます。

1 枚はねていただきまして、表でございますが左側が変更後、右側が変更前でございます。変更箇所を順番に申し上げます。3 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（3）計画でございますが、自立促進施策区分でいきますと 2 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間

交流の促進でございます。事業名が（１）町道 道路の変更でございます。

裏面の２ページをご覧ください。上から５つ目の路線名でございますが、下線が引いてあるところですが東菌目赤羽線（改良）の追加でございます。L=200m、W=4.0mでございます。

次に３ページですが、橋りょうのところでございますが、真ん中辺に下線が引いてありますが交通安全対策工事の追加でございます。橋りょうの欄の下から２番目ですが、御殿橋（橋梁補修）、L=21.6m、W=5.5mの追加でございます。

はねていただきまして４ページでございますが、４ページの下から２つ目の路線でございます。名倉線（改良）の追加でございます。L=655m、W=4.0mでございます。次に５ページでございますが、林道の一番最後でございますが河川の部分が林道施設としまして、点検・計画の追加でございます。

次に、１ページはねていただきまして６ページでございますが、５の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（２）その対策でございます。アの高齢者福祉でございますが、右側のアの高齢者福祉の下線部分でございます。「東栄町介護保険事業計画で詳細に示されている。その概要は次のとおりであり、これら施策を推進していく」を左側の下線部分ですが、「東栄町地域包括ケア推進計画として策定し、高齢者を含めて地域全体で在宅生活を支えていく事を目指している」に修正をいたします。右側の１の要援護高齢者対策の本文につきましては削除でございます。従いまして、１を削除しますので左側にありますが、１個ずつ繰り上げます。１が健康づくりと介護予防対策、２が自立生活・生きがいくりの支援、３が高齢者にやさしい地域環境づくり、４が総合的福祉施策の推進とします。右側の５の総合的福祉施策の推進の中にあります下線部分でございますが、「また健康づくり大学を促進する健康づくり大学事業推進協議会との連携も図り、町民の健康増進に寄与する」を削除いたします。

７ページでございますが、７ページの一番上の下線部でございますが「また、新たに整備を予定している医療センターは入院機能を持たないことから、状態が安定するまで様子を見ることのできる施設等の整備を検討していく」を新たに加えております。その下のオの保健でございます。右側の下線部分、「既存の介護予防拠点施設等をより有効活用し」を「すべての住民の介護・福祉・保健を総合的に支える拠点施設として新たに保健福祉センターを整備し」に修正をいたします。その下の（３）計画でございますが、左側（９）その他 保健福祉センター等整備事業 東栄町を新たに加えました。

１枚はねていただきまして８ページでございますが、６の医療の確保（１）現況と問題点で①の東栄病院でございます。右側の上の下線部分ですが、「現在一般病床 40 床で運営をしております、日曜外来・夕方診療も継続しているが、経営の収支は厳しい状況であるため、指定管理者と充分連携し、医療の確保と経営の安定を図る事が重要である。」を左側でございますが、「平成 30 年 4 月からは町直営とし一般病床 40 床で運営しております、日曜外来・夕方診療も継続しているが、経営の収支は厳しい状況である」に修正をいたします。右側のその下でございます、下線部分ですが「ため、新たな施設整備が早急に必要である」を左側の下線部分「ことから医療センターを新たに整備する」に修正をいたします。右側のその下「今後も、二次救急医療施設としての役割を担い、東三河南北医療圏内の連携をさらに推進し、加えてへき地医療拠点病院として圏域内における住民への医療サービスを積極的に行う必要がある」をこれを削除いたします。

次に②の附属下川診療所でございます。右側の下線部分「今後は効率的な経営が必要である」を左側の下線部分「ことから新たに現附属下川診療所付近に整備する予定の医療センター開院に

合わせて、現在の附属下川診療所はその役割を終えることとし、閉院とする」に修正をいたします。

その下（２）その対策でございます。①の東栄病院の右側の下線部分でございますが「老朽化した東栄病院の施設整備を行うとともに、効率的で持続可能な医療供給体制の確立を図ることにより、地域住民のニーズに対応できる病院を築きあげる」を左側の下線部分ですが「効果的で持続可能な医療供給体制の確立を図ることにより、地域住民のニーズに対応するために、老朽化した東栄病院に変わる医療センターを新たに整備する」に修正をいたします。

その下でございます。②の附属下川診療所でございますが、右側の下線部分「東栄病院の立地により今後の運営を検討する」を左側の下線部分「新たな医療センターの開院に合わせて閉院する」に修正をいたします。

次に９ページの（３）の計画のところでございます。右側の下線部分 病院 病院整備事業 東栄町を左側の下線部分 診療所 医療センター整備事業 東栄町に修正をいたします。

その下の７の教育の進行（３）計画でございますが、右側の一番下でございます下線部分 B & G 体育館擁壁改修工事と B & G 体育館証明 LED 化工事、B & G 体育館・プール缶体等塗装及びトイレ改修工事を削除いたしまして新たに B & G 体育館施設周辺整備を加えました。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 46 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、５番」の声あり）

はい、５番。

５番（加藤彰男君）

今説明ありましたけども 6 ページのところなんですけども、要援護高齢者対策の項目で、これは削除という事でありました。タイトルで書いてある文面がちょっと具体性がない感じもするんですがしかし、このような項目は大変重要な部分かと思えます。特に言っている意味としては介護保険があるんだけどもさらにきめ細かいサービスというかことを行っていくんだという事で町内の高齢者の皆さんに対して努めていく、健康増進福祉を努めるというふうになると思うんですけど、これは介護保険が広域の連合に移ったということでこれが直接関係なくなるという面と、もう 1 つここで言っているきめ細かなという点ならば広域連合へ行ったからってだけじゃなくて、改正のところにある東栄町地域包括ケア推進計画の中でこの意味するところはフォローしてくと、そういうような理解という形でよろしいですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

議員がおっしゃるとおりで、介護保険については当然広域連合の介護保険事業計画のその中で動くという事になりますが、この文章の部分のいわゆる高齢者福祉部分等につきましては当然東

栄町地域包括ケア推進計画の中に細かくうたわれていますので、過疎計画の中でその文言を拾ってきて記載するというのではなくて、大きな計画の中に位置付けてあるということでこういう改正をするということでご理解をいただければと思います。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですかね。

以上で議案第 46 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 46 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号『東栄町過疎地域自立促進計画の変更について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 47 号** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 13、議案第 47 号『東栄町指定金融機関の設置について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第 47 号 東栄町指定金融機関の設置について。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 168 条第 2 項の規定により、東栄町に属する現金の出納のため指定金融機関を設置し、下記の者に 2 年間取り扱わせるものとする。

記。愛知東農業協同組合（平成 30 年 7 月 1 日から 2 年間）平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

この議案につきましては、平成 30 年 6 月 30 日をもちまして愛知東農協の 2 年間の指定金融機関が終了することとなります。次期の指定金融機関の指定について各金融機関に移行調査を実施いたしました。その結果、愛知東農協さんが有利であると判断させていただき、今回指定することとしました。

提案理由。東栄町の公金の収納及び支払い事務の合理化と公金管理の適正化を図るため、愛知東農業協同組合を指定金融期間に 2 年間指定することとし、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の

定めるところにより、議会の議決を必要とするからである。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

議案第 47 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で議案第 47 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 47 号の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号『東栄町指定金融機関の設置について』の件は、原案のとおり可決されました。

----- 同意案第 1 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、同意案第 1 号『東栄町教育委員会委員の選任について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第 1 号 東栄町教育委員会委員の選任について。

東栄町教育委員会委員に次の者を選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条の規定により、議会の同意を求める。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

住所 東栄町大字本郷字浅井 12 番地、氏名 堂地勝馬、生年月日 昭和 25 年 9 月 14 日。

選任理由、堂地勝馬委員の任期満了による。任期、平成 30 年 7 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。以上です。よろしく申し上げます。

議長（伊藤芳孝君）

同意案第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で同意案第1号の質疑を打ち切ります。

本件は、人事案件でありますので討論は省略して、直ちに採決いたします。本件に、同意することに ご異議はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって同意案第1号『東栄町教育委員会委員の選任について』の件は、同意されました。

----- 報告案第1号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第15、報告第1号『平成29年度東栄町一般会計繰越明許費 繰越計算書について』の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

住民福祉課長（原田英一君）

報告第1号 平成29年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度東栄町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成30年6月8日提出、東栄町長村上孝治。

1枚はねていただきまして、平成29年度東栄町繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、項、事業名、金額、翌年度繰越金、の順で説明させていただきます。

2款総務費1項総務管理費 旧新城東高校本郷校舎跡地整備工事、金額は1,737,000円、翌年度1,737,000円。左の財源の内訳ですが、一般財源が1,737,000円。

続きまして賃貸後譲渡型住宅整備事業、23,866,000円、23,866,000円、財源におきましてはその他が22,000,000円、一般財源が1,866,000円でございます。

続きまして3款民生費1項児童福祉費 新保育園設計委託料は18,694,000円、翌年度繰越が18,684,000円です。財源が一般財源18,684,000円でございます。

4款衛生費2項環境衛生費でございます。火災残渣養生業務委託料357,000円、357,000円。火災残渣分析調査業務委託料1,104,000円、1,104,000円。高濃度PCB廃棄物移設等業務委託料962,000円、962,000円。財源におきましてはいずれも一般財源でございます。

続きまして7款土木費2項道路橋梁費でございます。町道測量設計業務委託料3,629,000円、

3,629,000円。財源は一般財源でございます。

8款消防費 1項消防費、防火水槽漏水修繕工事 1,967,000円、1,967,000円、一般財源でございます。防災行政無線等基本構想作成業務委託料 2,000円、繰越が 2,000円、一般財源でございます。

12款諸支出金 1項財政調整基金費、財政調整基金積立金 22,726,000円、22,726,000円。財源の内訳ですが、既収入特定財源 15,885,000円、その他が 6,840,000円、一般財源が 1,000円でございます。

合計ですが金額 75,034,000円、翌年度繰越額は 75,034,000円、財源の内訳ですがすみません、ここ記入がございました、既収入特定財源 15,885,000円、記入をお願いいたします。その他でございますが、28,840,000円、一般財源合計が 30,309,000円でございます。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

報告第 1 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切り、報告第 1 号を終わります。

----- 報告案第 2 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、次に、日程第 16、報告第 2 号『株式会社とうえいの経営状況について』の件を議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

報告第 2 号 株式会社とうえいの経営状況について。

株式会社とうえいの経常供を別紙のとおり地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告する。平成 30 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。

平成 29 年度における株式会社とうえいの経営状況について報告をいたします。まず株式会社とうえいの総体的な観点からお話させていただきたいと思います。資料の 7 ページと本日お配りした追加資料のとうえい温泉利用者の推移のグラフをご覧ください。温泉の入浴者につきましては、165,916 人で前年度より 1,393 人、約 0.8%の減となりました。平成 29 年度は 6 月と 3 月の 9 日間のメンテナンス休業に加え、7 月のジェットバス配管故障対応のため 3 日間の休業、10 月の施設工事を含むメンテナンス休業を 5 日間行ったことと、ジェットバス修理の際に、12 日間の男子風呂工事を行ったことによるところが大きいと考えます。グラフから累年の傾向を見ますと、こここのところ微減が続いている状態であります。

続いて、とうえい健康の館につきましてその利用状況を報告させていただきます。資料8ページと追加資料とうえい健康館宿泊者数の稼働率のグラフをご覧ください。1年間の宿泊者総数は3,073人で前年比約86%の増。宿泊関連の利用料は14,365,360円。会議室等の利用料は19,800円。雑入金と合わせた総計は14,446,746円でありました。東栄町から株式会社とうえいに支出しました指定管理料じゃ16,542,001円でありますので、経費と収入の差は2,095,261円となります。グラフから利用者の動向を見ますと、ほぼ倍増のペースで推移をしております。

2ページの損益計算書をご覧ください。株式会社とうえいの売上総利益につきましては、141,644,162円で昨年度と比較し1,509,539円、約1%の減となっております。利用者の減に伴い、温泉売り上げが約2.9%、自販機売り上げが1.5%減となりましたが、介護売り上げは0.3%、食堂売り上げは0.2%の増となっております。これに対し売り上げ減からであります食堂の仕入れは約0.6%の減、売店仕入れが8.1%減となっております。

経費につきましては、3ページの販売費および一般管理費の計算内訳をご覧ください。昨年と比較して人件費は2,708,705円の減、燃料費は原油価格の高騰により重油とガス合わせて40,049,175円の増、水道光熱費は1,719,795円の増となりました。事務用消耗品、接待交際費、備品消耗品費は合わせて240,641円の減、支払手数料は827,693円の増となりました。経費総額は176,138,568円で昨年度と比較して5,814,935円の増額となりました。本年度、町からの指定管理料は介護棟部分と健康の館部分の合計で29,602,381円を受けており、前年より5,657,736円の増となっております。このような収支の中で平成29年度につきましては、2,981,516円の赤字となりました。税務会計上の損益計算をした法人税申告書による赤字は、1,371,978円の赤字となり、これまでの累積赤字は2,461,097円となりました。

次に決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず資産の部 流動資産でございますが、現金預金を合わせまして43,394,468円、たな卸資産3,615,699円、未収入金が主に介護インストラクター指導料収入、自動販売機手数料収入など1,378,826円、合計48,388,993円であります。次に固定資産であります。リース資産が3,399,400円。これは車両としてハイエース2台、コピー機2台、釣銭機などあります。出資金を含めて合計3,409,400円あります。資産の部合計は51,790,393円あります。

続きまして負債の部の流動負債でございますが、買掛金は日本食研、ハヤシワルツはなのき堂など食堂売店関係を中心とした仕入れ15件分で3,347,383円あります。未払い費用は13,361,301円ですがこれは従業員給与、重油代であります。未払法人税は182,500円、未払消費税1,240,900円あります。健康の館預り金1,222,320円は3月分の宿泊料などです。仮受金721,799円は健康の館指定管理料の返還分であります。流動負債の合計は20,076,203円あります。負債の部合計は23,695,448円となります。

次に純資産の部であります。資本金は30,000,000円に変更はなく、利益剰余金マイナス1,897,055円を加えますと株主資本28,102,945円となり、これが純資産の部 合計となります。従いまして、負債・純資産の合計は51,798,393円となります。

続きまして、2ページの損益計算書についてご説明させていただきます。全て消費税抜きの価格であります。売上高は温泉分が117,793,844円で介護分8,216,142円、食堂分57,381,686円、自販機分2,614,769円で売上合計は186,006,441円あります。食堂及び売店の仕入れ高にたな卸高を加えますと、44,362,279円となり売上高から差し引きますと売上総利益が141,644,162円となります。前年度より約1.1%の減となります。

一般管理費が合計で 176, 138, 568 円、明細は次ページをご覧くださいと思いますが、これを差し引くと営業損失が 34, 494, 406 円となり、営業外収益の介護予防棟及び健康の館指定管理料、雑収入、交流館家賃など利子・配当金の合計 31, 695, 390 円を加えると計上損失 2, 799, 016 円となります。これから法人税などの 182, 500 円を差し引くと当期純喪失 2, 981, 516 円となります。

次に一般管理費の 176, 138, 568 円の主なものについて概略を説明いたします。3 ページをご覧ください。給与費は正規職員 2 名、嘱託 4 名、パート 28 名で 66, 929, 342 円でありました。前年比で 240, 909 円の増額となりました。広告宣伝費は前年度にあった 15 周年記念事業がなかったことなどにより、442, 086 円の減となりました。燃料費は、原油価格の高騰により重油・ガス代合わせて 4, 049, 175 円の大幅増となりました。役員報酬はイベント出役時の手当増により 325, 000 円の増となりました。厚生費はインストラクターの資格更新研修等により 225, 613 円の増、会議費は 140, 485 円の減、修繕料は 135, 440 円の減、水道光熱費は健康の館利用者の増により 1, 719, 795 の増となりました。接待交際費は 3, 956 円の減、前年とほぼ同額、備品消耗品費は節減努力により 552, 127 円の減、外注費は健康の館利用者増に伴う寝具リース料の増により、334, 099 円の増となりました。支払手数料は健康の館利用者の入浴料負担の増により 827, 693 円の増となり合計では 176, 138, 568 円、前年度比 5, 814, 935 円、3.4%の増額となっています。以上で概略の説明を終わります。

なお、4 ページにあります平成 29 年度決算按分資料は収支の状況を施設ごとに示したのですが、実費が分かるものは実費で、実費で振り分けられないものは按分率で、面積千湯率の按分が大半ですが一部は按分率を変更して算出をしております。説明は以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

報告第 2 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

2 点お伺いいたします。先の数字のところは説明があったんですけども、議運の時にお願いしてグラフを出していただきました。このとうえい温泉の利用者推移のこのグラフの表をみても平成 23 年から 29 年まで横ばいという事なんですけど、これまで町の方としては三遠南信の一部開通という効果、それから東三河穂の国パスポートですか、子ども達の。それもというふうなことで、いくつかの要素をあげてこの温泉に対して利用者が増えるんじゃないかというふうに言ってきた部分があるわけですね。これは効果があったから横ばいなのか、いやそうじゃなくて効果があまり顕著に表れていないというふうに見るべきなのか。

それからもう 1 点、健康の館の方なんですけども、稼働率 50%というのは当初からすれば相当な努力をしてきているというふうになるんですけども、50%の部分はこの事業を論議するときの少し中心的な論議だったと思うんですね、稼働率はどこで見るのか。一番当初の計画からすると若干下げてこの事業計画が出た経過があります。するとこの 50%のところで 3, 000 人余りというふうな時に、さっきありました指定管理で出しているお金と収入の差額ですね。そうするとこれを 0 にするためには、さらにこの稼働率を 55 とか 5%上げてくというふうなところが今課題な

のか、そのあたりをお伺いします。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、経済課長。

経済課長（金田新也君）

（マイクが入っていない為、聞き取れず）

この状況は平成 24 年はちょうど三遠南信の部分が開通した年でありまして、その時の報告にもあったと思いますが実数で増えております。第 2 東名の時には最初の数か月は数字として伸びが見られましたが、それも直におさまったというような状況であります。入ってくる車を全て細かくチェックして分析しているわけではありませんので、詳しいことは申し上げられませんがこの 2 つの道路の影響で、現象を食い止めたとそういった状況は確かにあるんだと思います。今後はこれをさらに行動の範囲が拡大しているだろうという予想のもとで、PR 等をさらに広範に進めるだとかそういった形で集客に努められるようとうえい温泉とも話をして進めてまいりたいと思います。

2 点目につきましてですが、稼働率 50%というのが建設の時のポイントであったことは承知しております。努力もありまして 50%には昨年度到達をしたという状況であります。到達してなおかつ 200 万円も持ち出しが出ているという状況であります。ただ、説明の中でもありましたけれども原油価格の高騰というのがこの年度に非常に大きく影響しておりまして、温泉の本体の赤字部分でも大きくのしかかる要素でありました。それから健康の館の方の光熱水費にもかなりの 100 万超す増があったということで、こういったことを総体的に勘案していきますと通常のレベルの原油であれば、そこそこの勘定ができたんじゃないかと思いますが、なんにしても赤字 200 万となることは事実でありますので原油価格に左右されないような経営のなされ方、集客を努めるとともに経費の節減に努める。そういったことにも配慮しなくちゃいけないと考えております。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですかね。はい、

以上で質疑を打ち切り、報告第 2 号を終わります。

委員会付託

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました案件を除く 4 件につきましては、「所管の常任委員会」に付託したいと思います。

ただ今から事務局に付託表を配布させますので、よろしく願いいたします。

付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、各委員会に付託することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、お手元にご配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

----- **散 会** -----

議長（伊藤芳孝君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。